## 京都市告示第389号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成30年11月2日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延	吏	敷地の幅員
外環状線	山科区東野門口町27番地地先内	旧		·ኑル 30	メートル 20.00
		新	7.	30	20.00
山科東野緯 7 号線	山科区東野門口町27番地地先内	旧	19.	40	$2.73 \sim 2.79$
		新	19.	40	$2.78 \sim 3.40$
山科大塚緯6 の2号線	  山科区大塚野溝町46番地の23地先から 	旧	18.	30	$3.78 \sim 6.14$
	同町46番地の15地先まで	新	18.	30	$6.00 \sim 6.14$
太秦経43号線	右京区太秦森ケ東町39番地の3地先から	旧	23.	20	$5.92 \sim 6.01$
	同町39番地地先まで	新	23.	20	$5.92 \sim 6.01$

(建設局土木管理部道路明示課)